

茨城県報

第5579号

昭和43年2月12日

月曜日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目次

告 示

	ページ
●古河市内の字区域の一部変更……………	1
●児童福祉法施行細則第24条に規定する措置等のため支出する費用の基準の一部改正…	2
●ニューカッスル病予防のための移入禁止区域の一部変更……………	2
●豚コレラ予防のための移入禁止区域の一部変更……………	2
●豚コレラ予防のための移動禁止区域等の廃止……………	2
●新利根川土地改良区金江津地区換地計画の縦覧……………	2
●基本測量の終了……………	3

(選挙管理委員会)

●茨城海区漁業調整委員会委員及び霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会委員の解職請求に おいて、連署を要すべき選挙権を有する者の法定数……………	3
--	---

公 告

●一時保護児童の所持物件の保管……………	4
●第21期茨城県地方労働委員会労働者委員および使用者委員の候補者推薦……………	4
●肥料検査成績の公表……………	7
●宅地建物取引業者の免許……………	8
●建築許可に関する聴聞(2件)……………	8

告 示

茨城県告示第141号

地方自治法第260条第1項の規定に基づき古河市内の字区域の一部を次のとおり変更した旨、同市長から届け出があつた。

この字区域の変更は、昭和43年2月12日から効力を生ずるものである。

昭和43年2月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

古河市大字古河字牛谷道北

2543番の1, 2581番の3, 2585番の2

及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部を字三杉ヶ丘に変更する。

茨城県告示第142号

昭和35年5月6日茨城県告示第349号で告示した児童福祉法施行細則第24条に規定する措置等のため支出する費用の基準の一部を次のように改正し、さらに昭和43年2月1日から同改正部分中「120」を「140」に、「12,351円」を「12,277円」に改め、同日から適用するものとする。

昭和43年2月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

別表1(1)一般分(月額)の表中

「精神薄弱児施設」	筑波学園	東茨城郡内原町鯉淵2508	乙	120	11,471円	」を
「精神薄弱児施設」	筑波学園	東茨城郡内原町鯉淵2508	乙	120	12,351	」に

改める。

茨城県告示第143号

昭和41年11月10日茨城県告示第1430号で告示した茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づくニューカッスル病予防のための移入禁止区域等の一部を次のように改める。

昭和43年2月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 移入禁止区域中 栃木県小山市、静岡県榛原郡を加える。

茨城県告示第144号

昭和42年3月30日茨城県告示第412号で告示した茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づく豚コレラ予防のための移入禁止区域等を次のとおり改める。

昭和43年2月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 移入禁止区域中 千葉県銚子市を削る。

茨城県告示第145号

昭和43年1月16日茨城県告示第52号で告示した茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づく豚コレラ予防のための移動禁止区域等の指定は廃止する。

昭和43年2月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第146号

新利根川土地改良区から昭和42年12月4日付で申請のあつた金江津地区の換地計画は適当と決定したので、土地改良法第52条の2第4項において準用する同法第8条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和43年2月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和43年 2 月15日から昭和43年 3 月 8 日まで
- 3 縦覧の場所 河内村役場

茨城県告示第147号

測量法第 4 条の規定に基づく基本測量が次のとおり終了した旨通知があつたので、同法第14条第 3 項の規定により公示する。

昭和43年 2 月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 測 量 機 関 建設省国土地理院
- 2 作 業 種 類 基本測量 (1 : 25, 000 基本図測量現地調査作業)
- 3 作業終了日 昭和42年12月30日
- 4 作 業 地 域 竜ヶ崎市
筑波郡谷田部町, 谷和原町, 伊奈村
鹿島郡波崎町, 鹿島町, 神栖村
稲敷郡牛久町, 阿見町, 江戸崎町, 荃崎村, 美浦村, 桜川村, 東村, 新利根村, 河内村
行方郡麻生町, 牛堀町, 潮来町
北相馬郡藤代町, 守谷町, 取手町, 利根町

(選 挙 管 理 委 員 会)

茨城県選挙管理委員会告示第 4 号

漁業法第99条第 1 項の規定による茨城海区漁業調整委員会委員及び霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会委員の解職請求の際において、連署を要すべき選挙権を有する者の法定数は次のとおりである。

昭和43年 2 月12日

茨城県選挙管理委員会

委 員 長 松 野 貞 夫

茨城海区漁業調整委員会委員	3, 832 人
霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会委員	2, 841 人

公 告

●一時保護児童の所持物件の保管

児童福祉法第33条の2の規定により、一時保護を加えた児童の所持物中、次の金品を保管したから返還請求権を有する者は、昭和43年 8月12日までに当所に申し出られたい。

昭和43年 2月12日

茨城県中央児童相談所長 渋 沢 要

番 号	物 件 名	種 類 型 状	数 量	経 過
467	腕 時 計	中古シチズン 金側婦人物	1 個	昭和42年 8月 3日日立署から通告 日立署管内において窃取
468	現 金		1,300 円	〃

●第21期茨城県地方労働委員会労働者委員および使用者委員の候補者推薦

第20期茨城県地方労働委員会委員の任期は、昭和43年 4月30日をもって満了となるので、労働組合法第19条第21号で準用する同条第7号および同法施行令第21条の規定により第21期委員を任命したいから、推薦資格のある労働組合および使用者団体は、次の「第21期茨城県地方労働委員会委員候補者推薦要項」により、労働者委員または使用者委員の候補者を推薦されたい。

昭和43年 2月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

第21期茨城県地方労働委員会委員候補者推薦要項

1. 推 薦 資 格

- (1) 労働者委員の候補者を推薦する資格のある者は、茨城県の区域内だけに組織をもつ労働組合法第2条および第5条第2項の規定に適合する労働組合であること。ただし、連合団体である労働組合とそれに加盟する労働組合が、ともに茨城県の区域内だけに組織をもつときは、両者別々に推薦することができる。(単なる連絡機関または協議体は除く。)
- (2) 使用者委員の候補者を推薦する資格のある者は、茨城県の区域内だけに組織をもち、主として労働問題に関する事務をその業務とするか、または業務の主要な部分として労働問題を取り扱う使用者団体であること。

2 推薦される者の資格

- (1) 労働組合法第19条第8項の規定に該当する次の者は、委員となることができない。
 - ア 禁治産者および準禁治産者
 - イ 懲役または禁錮の刑に処せられて、その坂行を終り、または執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 公務員または公共企業体の職員が委員に任命される場合は、国家公務員法第101条および第104条、地方公務員法第35条および第38条、日本国有鉄道法第32条、日本専売公社法第25条ま

たは日本電信電話公社法第34条の規定によつて兼職禁止および職務専念の義務並びに他の事業又は事務の関与制限等の規定の適用をうける。

3 推薦手続き

- (1) 推薦資格のある労働組合は、推薦書(別紙様式1)にこの推薦手続きに参加するため必要な資格を立証する書類を添付して推薦すること。
- (2) 推薦資格のある使用者団体は、推薦書(別紙様式2)にこの推薦手続きに参加するために必要な資格を立証する定款または団体規約等を添付して推薦すること。

4 労働組合の資格立証手続き

- (1) この推薦手続きに参加する労働組合は、茨城県地方労働委員会に対し労働組合法第5条第1項の規定により、同法第2条および第5条第2項の規定に適合することを立証しなければならない。この立証のために必要な組合規約、役員名簿、労働協約、職制一覧表および会計に関する書類を推せん書に添え所轄の労政事務所を経由し(旧水戸労政事務所管轄区域内の労働組合は労政課)提出すれば、上記労働委員会において資格審査をうけることができる。ただし、連合団体である労働組合は、これを構成する単位組合または単一組合組織の場合はその支部、分会等についても同様に立証書類を提出すること。
- (2) この推薦手続きに参加するために、昭和41年1月以降地方労働委員会の資格審査をうけて適格と決定された労働組合は、資格要件についてその後事情の変更がないときは、その決定書の写を添付すること。

5 推薦する委員候補者の数

候補者の数は制限しない。

6 推 薦 期 間

昭和43年2月12日から昭和43年3月31日まで

7 推薦書および添付書類の提出場所

各労政事務所を経由し、茨城県商工労働部労政課(水戸市三の丸1丁目5番38号茨城県庁内)あて提出すること。ただし、旧水戸労政事務所管内の労働組合からの手続きは労政課へ直接提出のこと。

(注) 不明の点は、茨城県商工労働部労政課または所轄労政事務所へお問合わせ下さい。

(参照関係法令)

●労働組合法第19条第7項

使用者委員は、使用者団体の推薦に基づいて、労働者委員は、労働組合の推薦に基づいて、公益委員は、使用者委員及び労働者委員の同意を経て、労働大臣が任命するものとする。

●労働組合法第19条第21項

第5項から第19項までの規定は、地方労働委員会に準用する。

●労働組合法施行令第21条第1項

都道府県知事は、法第19条第21項で準用する同条第7項の規定に基づいて、使用者委員又は労

働者委員を任命しようとするときは、当該都道府県の区域内のみに組織を有する使用者団体又は労働組合に対して候補者の推薦を求め、その推薦があつた者の中から任命するものとする。

●労働組合法施行令第25条の2

地方労働委員会の使用者委員、労働者委員及び公益委員の数は各5人とする。

様式 1

昭和 年 月 日

茨城県知事 岩上二郎殿

事務所所在地

労働組合名

代表者名

印

労働組合法施行令第21条の規定による茨城県地方労働委員会委働者委員の候補者として下記の者を推薦いたします。

記

氏、名	生年月日	所属労組名 およびその地位	所属職場名 およびその地位	略 歴

様式 2

昭和 年 月 日

茨城県知事 岩上二郎殿

事務所所在地

使用者団体名

代表者名

印

労働組合法施行令第21条の規定による茨城県地方労働委員会使用者委員の候補者として下記の者を推薦いたします。

記

氏 名	生年月日	所属会社、事業所名 およびその地位	略 歴

●肥料検査成績の公表

肥料取締法(昭和25年 法律第127号)第30条第5項の規定により、昭和42年10月から同年12月までの期間内において収去した肥料の検査成績を次のとおり公告する。

昭和43年 2 月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

[昭和42年10月分]

肥 料 の 種 類	保 証 票 添 付 者	検 査 点 数	内 不 合 格 点 数	備 考
熔 成 り ん 肥	日之出化学工業(株)	3	0	
蒸 製 骨 粉	(有)西 広 進 商 店	3	1	
なたね油かす及びその粉末	(株)佐 藤 製 油 所	5	0	
	(有)水 間 製 油 所	3	0	
落花生油かす及びその粉末	(株)佐 藤 製 油 所	5	0	
第 一 種 複 合 肥 料	日 本 鋼 管(株)	3	0	
	東 菱 肥 料(株)	3	0	
	ラ サ 工 業(株)	3	0	
	日本水素工業(株)	3	0	
	神島化学工業(株)	3	0	
	日本化成肥料(株)	3	2	
	日産化学工業(株)	6	0	
	東洋高圧工業(株)	3	0	
	関 東 電 工(株)	3	0	
	呉羽化学工業(株)	3	0	
	(株)多 木 製 肥 所	6	0	
け い 酸 質 肥 料	古河マグネシウム(株)	3	0	
計		61	3	

[昭和42年11月分]

肥 料 の 種 類	保 証 票 添 付 者	検 査 点 数	内 不 合 格 点 数	備 考
第 一 種 複 合 肥 料	チ ッ ソ(株)	3	0	
	(株)多 木 製 肥 所	6	0	
	住友化学工業(株)	3	0	
	呉羽化学工業(株)	3	0	

	日本化成肥料(株)	3	1	
	太陽肥料(株)	3	0	
	トモエ化学工業(株)	3	3	
消 石 灰	清水石灰工業(株)	3	3	
炭酸カルシウム肥料	山 菅 芳 次	3	3	
計		30	10	

〔昭和42年12月分〕

肥 料 の 種 類	保証票添付者	検査点数	内 不合格点数	備 考
なたね油かす及びその粉末	日 清 製 油 (株)	3	0	
第一種複合肥料	呉羽化学工業(株)	3	0	
	東北肥料(株)	3	0	
	東京日産化学(株)	3	0	
副 産 石 灰	群 馬 化 学 (株)	3	0	
計		15	0	

●宅地建物取引業者の免許

宅地建物取引業法第3条の規定にもとづき、次の者を宅地建物取引業者として免許した。

昭和43年 2 月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

免許番号	商号又は名称	申請人氏名	取引主任者氏名	主たる事務所所在地
473	大水戸市開発協会	木 村 伝兵衛	石 川 博 治	水戸市三の丸1丁目4番73号
474	常陸太田市 開発公社	宮 田 重 文	稲 田 彪	常陸太田市西2町2186
475	筑波産業株式会社	山 内 怒	岡 村 寧 親	真壁郡明野町田宿1142
476	東京土地商事	永 島 進	永 島 美津子	下館市丙217

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき次のとおり聴聞を行ないます。

昭和43年 2 月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

聴 聞 期 日 昭和43年 2 月15日 午後2時

聴 聞 場 所 日立市神峯町1丁目2632

聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。
風俗営業 (飲食店をカフェーに用途変更する)
申請者住所氏名 日立市神峯町1—7—5 本 郷 明 子
建築物構造規模 木造 2 階建 スレート葺 $45.54m^2$ 既存 $391.69m^2$ 用途変更
建 築 物 の 位 置 日立市神峯町 1 丁目 2632
敷 地 面 積 $409.93m^2$

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第 1 項の規定に基づき次のとおり聴聞を行ないます。

昭和43年 2 月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

聴 聞 期 日 昭和43年 2 月15日 午前11時
聴 聞 場 所 日立市鮎川町 5 丁目 297
聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。
原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が $50m^2$ をこえるもの (機械工場
の増築)
申請者住所氏名 日立市鮎川町5—16—1 益 子 満 男
建築物構造規模 木造 2 階建 セメント瓦葺 $240.18m^2$ 増築 既存 $76.18m^2$
原動機16HP新設 25HP既設
建 築 物 の 位 置 日立市鮎川町 5 丁目 297
敷 地 面 積 $478.7m^2$

◆ 県政の総覧 ― 県民の六法 ◆

茨 城 県 報

茨城県の行政機構・財政・農林・水産・商工・観光・土木・衛生・労働・公安・教育・文化・民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例・規則・告示・公告等はいずれも「**茨城県報**」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県ではこの**県報**の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県印刷所あてお申し込み下さい。購読料は、昭和42年4月1日から送料とも1ヵ月200円であります。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 2 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所